

令和3年度 認定こども園等への 入園案内について



おともだちが
待ってるよ！

- 申し込み・お問合せ先
役場健康福祉課 子育て支援係 ☎ 52-2111 (内線370)

国の「子ども子育て支援新制度」では、就学前におけるお子さんの教育・保育を保障するため「支給認定制度」を導入しています。このため、認定こども園等の保育施設利用にあたっては、住所地の市町村より教育・保育の必要性の確認のための認定を受けたお子さんについて入園の申し込みができます。

認定こども園めぐたまは、以下の内容で要件を定め「支給認定申請書」と「入園申込書」を同一の様式で兼用しています。



【新規入園児について】

- 入所要件 (令和3年4月1日現在年齢)
 - ① 満8ヶ月以上3歳未満のお子さん
保護者が、仕事や病気などのために、家庭で保育ができない状況と認められた場合(保育を必要とする場合)に入園することができます。
 - ② 3歳以上のお子さん
保育が必要・必要でないに関わらず入園することができます。
- 申込書配布場所
役場健康福祉課 子育て支援係 (11/6から配布)
- 申込方法及び提出先
申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書)に必要事項を記入し、就労証明書など保育の必要性を証明する書類を添えて、健康福祉課に提出してください。

- 受付期間 11月27日(金)～12月11日(金)
- 認定結果及び入園決定通知
家庭状況、保護者の希望等を踏まえ、内容を審査し、必要に応じて利用調整(選考)を行います。支給認定結果及び入園の決定については、1月下旬～2月初旬頃までに保護者に通知します。

【継続して入園する園児について】

町から支給認定を受け、すでに入園しているお子さんについては、新たに入園の申込みを行う必要はありません(ただし、3歳未満のお子さんについては、保護者の就労状況等により家庭で保育ができない状況の場合のみ、継続入園が可能となります)。※12月中に園を通して「入園継続確認書」を配付いたしますので、提出をお願いします。

● 子育て支援センターおひさま

- ▼ 場 所 金山町大字金山571 (町体育センター前)
 - ▼ 時 間 平日(9時～15時)
 - ▼ 利用料 無料
- 入園前のお子さんやママたちが集まり、いろいろな遊びや交流の場を提供しています。おじいちゃんおばあちゃんも大歓迎です。お気軽にご利用ください！



消費者力アップ講座

▼日時 11月11日(水) 14時～15時
12月9日(水) 14時～15時

▼場所 11月11日 新庄市民文化会館
12月9日 新庄市民プラザ

▼内容 消費トラブルの開設&落語で学ぼう(恵徳商法)

▼申込 電話申込

☎ 県消費生活・地域安全課
0231-63013101

第40回金山町芸術文化協会 舞台発表会について

11月14日(土)に予定していましたが、金山町芸術文化協会舞台発表会は中止することに決定いたしました。何卒ご理解をお願いいたします。

☎ 金山町芸術文化協会事務局
52-12902

立皇嗣宣明の儀当日における 祝意奉表の実施について

11月8日は、立皇嗣宣明の儀当日です。祝意を表するため、国旗・町旗の掲揚にご協力ください。

秋篠宮さまが皇位継承順位第1位の皇嗣となられたことを内外に示す国事行為です



！ 今月の納期

- ◆ 固定資産税 第4期
- ◆ 国民健康保険料 第5期 (口座振替日 11/25・12/7)
- ◆ 介護保険料 第5期
- ◆ 後期高齢者医療保険料第5期 (口座振替日 11/25)

**11月30日(月)まで
忘れずに納付しましょう！**

税を考える週間

11月11日(水)から17日(火)は「税を考える週間」です。租税の意義や役割等の知識や理解を深めましょう。国税庁のホームページでは、国税庁の取組や税に関する情報を紹介しています。

☎ 新庄税務署 総務課
22-5111

「平和の礎」追加刻銘について

太平洋戦争・沖縄戦終結50周年を記念して国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦に関連する作戦や戦闘等が原因で亡くなられたすべての人々の氏名を刻んだ記念碑「平和の礎」に追加での刻銘を募集しています。追加刻銘等の申し出やお問い合わせは担当までお願いいたします。

▼期限 11月20日(金)

☎ 役場健康福祉課 福祉係
52-2111 (内線262)

雪下ろしに係る費用を助成します

- 金山町除雪費支給事業
 - ▼ 対象者 (ご家族等の支援がある場合は除く)
[住民税が加算されていない世帯で]
・ 病弱な一人暮らし高齢者もしくは高齢者夫婦
・ 心身障がい者で病弱な方
・ 前述と同程度と認められる方
 - ▼ 対象経費
雪下ろしにかかわる経費で上限32,000円
 - ▼ 支給額等
対象経費の9割(最大で28,800円)を支給
 - ▼ 申請
申請書(健康福祉課窓口に備え付け)・除雪にかかわる領収書・通帳(申請者名義)・印鑑
※書類審査後、決定もしくは否決を通知します。
詳しくは、下記までお問い合わせください。
- ☎ 役場健康福祉課 ☎ 52-2111 (内線261)

婚姻届けを提出されたお二人へ

- やまがた結婚応援事業
新型コロナウイルス感染症の影響で、結婚を決定されるまで何かと不安な中、新たな生活をスタートされるお二人を祝福し、応援する気持ちを込めお祝いの品をお贈りします。
 - ▼ 対象者
令和2年11月1日以降令和3年3月末日までに婚姻届を山形県内市町村に提出し受理された夫婦。夫婦または夫婦のいずれか一方は、婚姻届に記載された住所が山形県内市町村である方。
 - ▼ 祝い品
県産米及び県産品カタログギフト
※詳しくは、下記までお問い合わせください。
- ☎ 山形県子育て若者応援部子育て支援課
023-630-2668